

年金の請求をお忘れではありませんか？



お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。
 ご相談は、「岡谷年金事務所」☎23-3661または
 「ねんきんダイヤル」0570-05-1165までお願いします。

◆「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の二種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

●厚生年金の加入期間のある六十五歳以上の方へ

◆七〇歳になっても、年金は自動的に支払われません。
 ◆年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

●年金の受取り開始を六十六歳以降に繰り下げている方へ

◆年金の加入期間が二十五年未満でも、カラ期間と合わせて二十五年以上あれば年金が受け取れます。
 ※（カラ期間の例）サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和六十一年三月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など
 ◆生まれた年などにより、二十五年未満でも年金を受け取れる場合があります。
 ※誕生日が昭和二十七年四月一日以前で、厚生年金の加入期間が二十年以上の場合など

●年金の加入期間が二十五年未満の方へ

◆片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、七〇歳になるまでに年金の請求を行ってください。

●厚生年金の加入期間のある方で、「六十五歳になつてから年金を受け取る」と思っている方へ

◆厚生年金の加入期間が一年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、六十五歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。
 ※特別支給の老齢厚生年金（六十五歳前に受け取ることができる老齢厚生年金）

●六十歳以上で会社にお勤めの方へ

◆現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
 ◆給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

今年も残りあとわずか 年の瀬スナップ



恒例の版画カレンダー刷り～下諏訪版画友の会～



『正月の空を舞う』

『ああ！そういうことだったんだ！』

・・・よくある「誤解による年金相談事例」・・・

- Q** 年金手帳では昭和35年10月1日加入となっているのに、日本年金機構の年金記録では昭和36年4月1日加入となっているのはなぜ？
- A** 昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間となり、保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。したがって、年金の加入記録は「昭和36年4月1日加入」と表示しています。
- Q** 結婚してサラリーマンである夫の被扶養配偶者であったのに、昭和61年4月までの国民年金第3号被保険者の記録が漏れています。
- A** 昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました。（任意加入をしていなくても、「カラ期間」として年金の受給資格期間には含めることができます。）
- Q** 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないですか。
- A** 国民年金第3号被保険者の方の保険料は、夫の加入する被用者年金制度から拠出金として負担されていますので、自ら保険料を納付する必要はありません。

有効活用に向け、住民見学会を開催！

江戸時代末期の面影を 伏見屋邸の内部は？

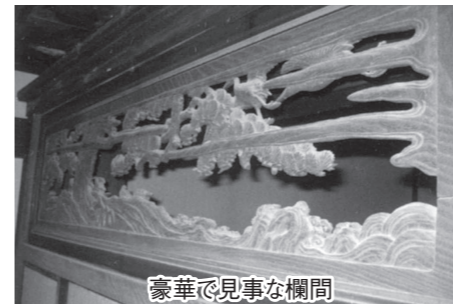


見学会には地元の多くの皆さんが

◆建物写真（工事前）



伏見屋邸の正面入口



豪華で見事な欄間



珍しい箱階段

◆建物写真（工事中の内部）



国の歴史的風致維持向上計画に基づき、町が総事業費約2,500万円を投じている東町下の伏見屋邸復元改修工事の地元見学会が10月31日（日）行われ多くの地域の方々が訪れました。この見学会は地域の理解と建物への関心を持っていただくもので、同邸は秋宮と春宮を結び約1.2kmの中山道沿いにあります。これからの町の観光活性化に、また文化財を歩いて巡るネットワークの要として位置づけられるなど、事業完成後は体験や交流の場として積極的な活用を目指しています。



邸の改修工事はすでに終了

『町の宝』どう生かす？

当日の見学会では、宮坂徹諏訪湖博物館・赤彦記念館長や設計会社が計画や建物の概要や歴史を説明。工事中の建物の中に入り、改修箇所の細部を詳しく説明。見学の参加者からは「修理が完成した後の活用策が大事。土・日曜日や三角八丁の際には、お休み処を設けてほしい」との要望もありました。

現在、来年二月末の工事完成を目指し、復元改修が進行中です。従来ある礎石をそのまま活用し、ゆがみの是正などの基礎工事を終え、床張りが始まったところです。町は完成後の積極的な活用を図るため、近隣住民やまちづくり活動をする団体等で構成する活用検討会を立ちあげ方向付けなどの検討を行っています。

『社中』伏見屋邸の取り組み

社中は、NPO法人匠の町しもすわ・あきないプロジェクト（小口武男理事長）の協力を受け、四年前かさたら伏見屋邸を学習拠点に清掃活動や三角八丁での出店など同邸の活用を模索してきました。今年の三角八丁にも活動成果を展示発表。

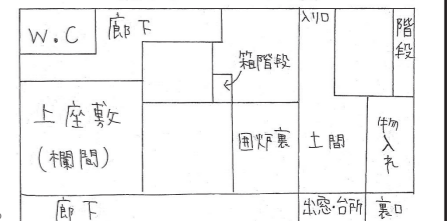
●「二十一年一学期」の活動
 活動メンバーを喫茶班・パンフレット班・展示班・HP製作班の四グループに分け活動。「匠の町プロジェクト」の協力で伏見屋邸の様々なことを学んだ。

●「二十一年二学期」の活動
 十月三日に伏見屋邸の清掃と三角八丁に向けての計画をたてる。カビを拭いた畳、埃だらけ廊下などを雑巾がけ。きれいにするのは大変だったが、全員協力してでき良かった。

伏見屋邸の紹介

【旧伏見屋邸の歴史】 建物は江戸時代末期の建築と見られ、明治時代には機械製糸業を営むとともに呉服などを扱う商家の建物です。このため一階は商売を行った下店（したみせ）、上店（かみみせ）の間のほか、居間や座敷など7部屋。一階店舗部分の中山道沿いには摺り上げ戸、出入り口の2ヵ所に跳ね上げ式の大戸など、当時の商家の特徴が現れています。

★伏見屋邸の見取図★



◆上座敷は本床・脇床・書院を備えた造りで、書院の欄間は立川富種作です。
 ◆珍しい箱階段 階段自体が箱になっていて、いろんな物を収納したスペースになっています。